

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった公文書を一部開示とした決定は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）の解釈及び運用を誤ったものではなく、取り消す必要はない。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人は、条例第5条の規定に基づき、平成17年12月15日付けで「動物の愛護及び管理に関する条例に基づく特定動物の飼養等の許可関係の文書のうち、マカク属の飼養許可に係るすべての文書（名瀬保健所分のみ）」の開示請求を行った。

これに対し、実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書を「(○) ○○○○○○  
○○○が平成15年4月1日付けで提出した特定動物飼養許可申請書（添付書類を含む。）及び同申請書に対する許可証（2件）、(○) ○○○○○○○○○○が平成16年7月23日付けで提出した特定動物飼養許可申請書（添付書類を含む。）及び同申請書に対する許可証（20件）」（以下「本件対象公文書」という。）と特定した。

実施機関は本件対象公文書の提出者である(○) ○○○○○○○○○○（以下「第三者」という。）に意見書提出機会付与通知書を送付し、第三者から開示されると支障がある旨の意見書を受け取った上で、平成18年1月18日付け名保第250号で一部を開示する決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成18年3月15日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「公文書一部開示決定処分を取り消し、不開示部分の開示を求める。」というものである。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述の中で述べている異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

ア 会社代表取締役の印影

不開示に異存がない。

#### イ 特定動物の数

(ア) 第三者には、平成16年度に文部科学省バイオリソースプロジェクト事業の再委託費として1億2850万円もの公費が支出されている。それだけ多額の国民の税金が投じられているのであり、法律に関わる許可要件等については、最低でも国民に公開すべき社会的責務があると考ええる。

(イ) 野生由来のサルには人と動物の共通感染症の病原体を保有していることもあり、感染症予防法により一部輸入が禁止されたり、輸入地域が制限されるなどしている。

特定外来生物法ではニホンザルと交雑するおそれのあるマカク属のうちカニクイザル、アカゲザル、タイワンザルの3種は、原則として飼育、譲渡等が禁止されている。

このように公衆の安全や生態系の保全に係る等の公益に関わる法律で規制されている動物種については、その存在実態が国民に開示されるべきである。

(ウ) そもそも特定動物は、その種が公衆に対して危険であるという観点から飼養の規制が行われている。すなわち特定動物の飼養施設には社会的責任が課せられているとみなされるのである。

とりわけ、これだけ多数のサル類を飼育している施設では、常時行政と連絡を密にし、大地震や感染症の発生など自然災害・人為災害時に対する緊急対策を講じる責務があり、公衆に対しての説明責任が課せられている。

この観点からも今回の不開示処分は法律及び条例の目的に反しており、容認できない。

(エ) 本年6月1日より、改正動物愛護管理法が施行され、特定動物の飼養は全国一律の許可制となり、環境省が定める飼養保管基準を遵守しなければならないこととなった。人や環境に対する安全を守るという公益の見地から、特定動物の飼養に関する情報は公開されなければならない。

#### ウ 飼養施設の規模並びに添付書類の飼養施設の平面図、立面図及び構造仕様書に記録された施設内の配置図・写真

(ア) 特定動物の飼養施設は、その動物が危険であるという理由から許可制となっている。施設の規模や飼育動物の種類、飼育数等は、地域住民の安全性の確保のためにも公開されるべき情報である。

(イ) 当会で、動物取扱業及び特定動物の飼養施設に関する開示請求を行った複数の都道府県では、すべてこれらを公開している。法律や条例は万人に適用されるものであり、鹿児島県の名瀬保健所管内でのみ、日本の中で唯一、開示ができないという理由は存在し得ない。

エ 飼養（保管）の責任者の住所、氏名及び年齢並びに添付書類の条例第8条第6号に規定する緊急の定めに記録された責任者・副責任者の氏名

(ア) そもそも危険な動物を数千頭も飼育している施設でありながら、その飼育責任者の氏名も連絡先も公開できないというのは非常識である。万一、事故が発生した場合、どこの誰に問い合わせをすればよいのかも不明ということになり、社会的責任を欠いていると言わざるを得ない。

(イ) 6月1日施行の改正動物愛護管理法においては、動物取扱業は都道府県に登録を行い、その登録票を公衆の目に見える場所に掲示しなければならない。また、登録票には動物取扱者の氏名も掲示しなければならない。多数の動物を取り扱う者の社会的責任を定める措置の一つである。しかも、当該機関は株式会社であり、責任者の氏名が非開示などということは、社会に対して許されない無責任さである。

### 3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 本件対象公文書の内容

本件対象公文書は、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として指定されている特定動物を飼養しようとする者が、動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年鹿児島県条例第32号）に基づき、種類及び飼養施設ごとに知事の許可を受けようとするときに提出すべき申請書類及び同申請書に対する許可証である。

#### (2) 一部開示の理由

##### ア 会社代表取締役の印影

印影については、法人の内部管理に関する情報であり、開示することにより事業活動が損なわれ正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第2号アに該当し、同号ただし書に該当しないことから、不開示とした。

また、法人が各種契約書等に用いるものであり、公にすることにより、これら印章が偽造されるなど、悪用されるおそれがないと言えず、条例第7条第4号に該当することから、不開示とした。

##### イ 特定動物の数

不正競争防止法第2条第6項において、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、公然と知られていないもの」を「営業秘密」の要件としている。

当該情報は営業秘密として管理されている生産方法に関する情報であり、公にす

ることにより法人の事業活動において正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第2号アに該当し、同号ただし書に該当しないことから、不開示とした。

ウ 飼養施設の規模並びに添付書類の飼養施設の平面図、立面図及び構造仕様書に記録された施設内の配置図・写真

施設・構造仕様書は法人独自で開発使用しているものであり、開示することによりその技術的ノウハウが明らかとなり、法人の事業活動において正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第2号アに該当し、同号ただし書に該当しないことから、不開示とした。

エ 飼養（保管）の責任者の住所、氏名及び年齢

個人に関する情報であり、条例第7条第1号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、不開示とした。

オ 添付書類の動物の飼養及び保管に関する条例第8条第6号に規定する緊急の定め  
に記録された責任者・副責任者の氏名

個人に関する情報であり、条例第7条第1号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、不開示とした。

## 5 審査会の判断

### (1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成18年3月2日	諮問を受けた。
5月12日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
5月17日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
9月14日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取)
10月25日	諮問の審議を行った。(異議申立人から意見を聴取)
11月6日	諮問の審議を行った。

### (2) 審査会の判断

審査会は、本件対象公文書について審査した結果、以下のとおり判断する。

ア 本件対象公文書の内容について

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第16条は、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（特定動物）の飼養について、条例で定めることにより、許可を必要とする等の制限ができると規定している。

本件対象公文書は、同条の規定に基づき制定された動物の愛護及び管理に関する条例第3条の規定により特定動物を飼養しようとする者が、特定動物の種類及び飼養施設ごとに知事の許可を受けるために提出した申請書及び同条例第4条の規定による許可証である。

特定動物飼養許可申請書には関係書類として、①飼養施設所在地付近の見取図、②飼養施設の配置図及び写真、③同条例第8条第6項に規定する緊急措置の定めを記載した書類、④商業登記簿謄本が添付してある。

実施機関が不開示とした部分のうち会社代表取締役の印影については、本件異議申立人から不開示に異存がない旨の主張がなされていることから、これ以外の不開示とされた部分である、A特定動物の数、B飼養施設の規模、配置図及び写真、C飼養（保管）の責任者の住所、氏名及び年齢、D緊急の定めに記録された責任者・副責任者の氏名の4項目を審査の対象とする。

#### イ 条例第7条第2号（法人等に関する情報）本文該当性について

(ア) 条例第7条第2号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については、同号ただし書に該当する場合を除いて、開示しないことができる」と規定している。

これは、法人等又は事業を営む個人には社会の構成員として自由な事業活動が認められ、その活動を通じて社会全体の利益に寄与しており、その適正な活動は、社会の維持存立と発展のために尊重され、保護されなければならないことから、公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある情報については、不開示とすることとしたものである。

(イ) A特定動物の数並びにB飼養施設の規模、配置図及び写真は、すべて法人である第三者に関する情報であり、同号前段に該当することは明らかである。

(ウ) 同号後段の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報とは、例えば、法人等の生産、技術、販売、営業等に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等の事業活動における競争上の地位等を害するおそれがある情報や事業活動を行う上での内部管理に属する情報であつて、公にすることにより、法人等の公正な事業運営を害するおそれがある情報などをいう。

A特定動物の数は、特定動物の販売を行っている当該法人の営業上の情報であつて、これが公にされると当該法人の事業活動における競争上の地位を害するおそれがあり、同号後段にも該当するものと認められる。

また、B飼養施設の規模、配置図及び写真は、特定動物の飼育・繁殖を行っている当該法人の生産、技術等に関する情報であるとともに、当該法人の内部管理に属する情報でもあり、当該法人から公開されると支障がある旨の意見書が提出されていることから、これらが公になると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、同号後段にも該当するものと認められる。

#### ウ 条例第7条第2号ただし書該当性

(ア) 本件異議申立人は、人や環境に対する安全を守るという公益の見地や地域住民の安全性の確保のため開示すべきと主張しているので、同号ただし書の該当性について検討する。

同号ただし書は、「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く」と規定している。

これは、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないとするものである。

(イ) 動物の愛護及び管理に関する法律は、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体、財産に対する侵害を防止することを目的としており、このため同法は条例で定めるところにより侵害を防止するために必要な措置をとるべきことを命じることができる旨規定している。

これを受けて、動物の愛護及び管理に関する条例において特定動物を飼養等しようとする者は知事の許可を受けなければならない、また、飼養許可を受けた者の遵守事項も定められており、これらの規定に違反した場合の措置命令や罰則も規定しているところである。

(ロ) 当該法人は、長年、県の飼養許可を受けており、その間動物の愛護及び管理に関する条例に基づく立入調査等も受けているところである。

また、A特定動物の数並びにB飼養施設の規模、配置図及び写真の項目は、動物の愛護及び管理に関する条例において公表を要する旨の規定もないことから、条例第7条第2号ただし書に該当するとは認められない。

なお、動物の愛護及び管理に関する法律は、本件処分後の平成18年6月1日に改正法が施行されており、改正後の動物の愛護及び管理に関する法律には特定動物の飼養許可の基準が規定してあるが、上記項目を公表することは要件となっておらず、公にすることが必要とは認められない。

#### エ 条例第7条第1号（個人に関する情報）本文該当性について

(ア) 同号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を

除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの」については、原則として不開示情報として

いる。  
我が国では、いわゆるプライバシーの概念は、法的にも社会通念上も必ずしも確立したものではないことから、この条例では、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人を識別できる情報は、原則として不開示とする方式（個人識別型）を採用しているところである。

- (イ) 不開示とされた部分のうち、C飼養（保管）の責任者の住所、氏名及び年齢並びにD緊急の定めに記録された責任者・副責任者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、同号本文に該当するものと認められる。

#### オ 条例第7条第1号ただし書該当性

- (ア) 同号ただし書は、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当する場合であっても、開示しなければならないと規定している。

- (イ) 動物取扱業は、動物の愛護及び管理に関する法律において届出が義務付けられており、改正後の動物の愛護及び管理に関する法律においては登録が義務付けられていて、その登録簿は一般の閲覧に供しなければならないと規定してある。

しかしながら、当該法人は動物取扱業に該当しないとして登録簿には登録されていないため、同号ただし書アには該当しないものと認められる。

- (ウ) 飼養（保管）の責任者や緊急の定めに記録された責任者・副責任者は、法人内部の連絡体制として定められたものであり、関係行政機関と当該法人との連絡窓口としての機能はあるものの、直接、住民と当該法人との連絡窓口としての機能は予定されていないものである。

動物の愛護及び管理に関する条例においても、これら責任者の公表を要する旨の規定もないことから、同号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ウに該当しないことは明らかであることから、同号ただし書のいずれにも該当しないものと認められる。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。